


# 不育症検査費用助成のご案内



令和3年9月  京都府

不育症に悩む方をより一層支援するため、医療保険が適用されない不育症検査に要した費用の一部を助成します。

※ 医療保険が適用される不育症検査や治療に関しては、京都府内の各市町村において助成しています。

## 対象となる検査

### 流産検体を用いた染色体検査

当該検査を実施する医療機関として、国で承認されている医療機関で受けたものに限ります。

対象となる医療機関の最新情報は、厚生労働省HPに掲載されていますのでご確認ください。

厚生労働省HP「先進医療を実施している医療機関の一覧」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan02.html>

【先進医療A】25番（流産検体を用いた染色体検査） 参照

## 助成金額

1回の検査につき 上限5万円

## 助成の対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

1	2回以上の流産、死産の既往があること (流産・死産を合わせて2回以上あること。ただし生化学的流産は含みません。)
2	上記の方が申請日において京都府内（京都市を除く）に居住していること
3	対象となる検査を令和3年4月1日以降に受けたこと

※年齢制限や所得制限はありません。

## 申請期限

令和4年3月31日（令和3年度中に検査が終了したもの）

※ 検査終了後は早めに申請してください。

3月に検査が終了し、証明書等の準備に時間がかかる等の事情がある場合は、事前に最寄りの保健所へご連絡ください。



## 申請方法

下記の必要書類を揃えて、**最寄りの府保健所へ提出**してください。  
各種様式は京都府HPからダウンロードをお願いします。



	必要書類	注意事項
1	不育症検査費用助成金交付申請書 (第1号様式)	・1回の検査につき1枚必要です。
2	不育症検査受検証明書 (第2号様式)	・医療機関が記入してください。
3	不育症検査結果個票 (厚生労働省指定様式)	・医療機関が記入してください。
4	不育症検査費用の領収書 (原本)	・検査を受けた医療機関で発行され、検査に係る費用であることがわかるものが必要です。
5	住民票	・発行後3ヶ月以内のものが必要です。

府保健所名	電話番号	お住まいの市町村
乙訓保健所	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	0774-21-2192	宇治市、城陽市、久御山町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5734	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	0771-62-4753	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

## 不妊・不育に悩む方への無料相談窓口

助産師や産業カウンセラーなど、専門の資格を持った相談員が、ちょっとした疑問や悩み、不安に寄り添って対応します。詳しくはこちら→

**妊娠出産・不妊ほっとコール**  
**075-692-3449**

月曜日～金曜日  
9:15～13:15、14:00～16:00

**仕事と不妊治療の両立支援コール**  
**075-692-3467**

月曜日～金曜日 9:00～21:00  
WEB予約フォームから事前予約  
毎月第1金曜日9:15～13:15は予約不要

